

林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成18年3月24日(金)

法曹会館2階「高砂の間」

2 開会及び閉会の時刻 10:00～12:00

3 出席者

委員 木平会長 青山委員 浅野委員 有馬委員 池淵委員 太田委員
岡島委員 岡田委員 海瀬委員 加倉井委員 早坂委員 古河委員
山根委員 横山委員 芳村委員 鷺谷委員

幹事 関係府省

林野庁

4 議事

(1) 平成17年度森林及び林業の動向(案)について

(2) 平成18年度森林及び林業施策(案)について (諮問・答申)

(2) 森林・林業基本計画の変更について

① 現行の森林・林業基本計画に基づく施策の効果の評価について

② 森林・林業・木材産業に関する重点検討事項の骨子について

③ その他

午前10時00分 開会

○飯高林政課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

委員の出欠状況でございますが、委員21名中、現在14名の委員の先生にご出席していただいております。当審議会の定足数でございます過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立いたしております。

なお、芳村委員がまだお見えになっておりませんが、後ほどお見えになる予定でございます。

それでは会長、お願いいたします。

○木平会長 皆さん、おはようございます。

本日は、委員並びに各府省の幹事の皆様方におかれましては、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日は三浦農林水産副大臣が後ほどお見えになる予定になっております。

それでは、議事に入る前に林野庁次長のごあいさつをお願いいたします。

○辻林野庁次長 次長でございます。長官が急遽国会の方に参りまして、代わりまして私の方から林政審議会の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆さん方におかれましては、ご多忙にかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。

本日は、平成17年度森林及び林業の動向（案）につきましてご説明申し上げ、次に、森林・林業基本法第10条に基づき、平成18年度森林及び林業施策（案）についてお諮りをし、ご審議をいただくとともに、前回諮問のございました森林・林業基本計画変更について、引き続きご審議をいただくこととしております。

今回の白書では、国民全体で森林を育てていくとの意識の醸成と適切な支援の実施の促進を図るため、地域材利用の推進、森づくりへの直接参加、緑の募金や企業の社会貢献活動による森づくり活動の支援など、国民が森林の整備・保全のために今できる取組を具体的に提示し、森林・林業と山村、木材、国有林への各分野における今後の施策の展開方向について、広く国民の理解が深まるよう努めておるところでございます。

また、森林・林業基本計画の変更については、今回、現行基本計画に基づき行っております各種施策の効果についての評価と、前回ご審議をいただいた森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化を踏まえ、重点的に検討していく事項を整理いたしましたので、これについてご意見を賜りたいと考えております。

なお、前回の審議会でご説明申し上げました国有林野事業特別会計法の一部改正につきましては、3月2日に衆議院本会議で可決され、現在参議院で審議中でございます。年度内には法案が成立するというところでございます。

委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさついたします。よろしくお願いいたします。

○木平会長 次長、どうもありがとうございました。

それでは、議事次第により進めさせていただきます。

議事次第3の平成17年度森林及び林業の動向（案）については、施策部会において議論してまいりました。その検討結果の概要につきまして、施策部会の部会長である私の方から報告いたします。

施策部会は昨年7月と10月、それから今年に入りまして1月と3月、合計4回開催されました。

第1回は昨年の7月28日ですが、そこでは、この第1部森林及び林業の動向の作成に当たって取り上げるべき事項を審議いたしました。ここではまず、国民の多くは森林整備の重要性について認識しつつあるが具体的に何をすればいいのかわからない、広く国民の視点に合わせた具体的な方策を示すべきではないか、あるいは、森林整備と木材利用の関係について説明すべきである、あるいは、国民の多数は森林整備に協力したいと考えている、国、国民、あるいはNPO、そういったものが一体になって森林整備を推進していくような体制を示すべきであるといった、森林整備と国民のかかわりということについて多くの意見が出されました。

続きまして第2回の施策部会は昨年の10月11日に開きまして、第1回で出された意見を踏まえて事務局の方から、この第1部森林及び林業の動向においては、森林の整備・保全のために国民それぞれが行うべき取組を提示するとともに、それらが具体的にどのように役に立つかを説明することにより、さらなる国民の支援意識の醸成と適切な支援の実施を促進すると、こういうことを趣旨とした、国民全体で支える森林づくりを特集テーマとするという案が示されました。そして、その構成や各章の主な記述事項についての案も示されました。これに対し委員から、都会の人は森林との関係が希薄なので多面的な機能がどのように恩恵を与えているかということを具体的に説明すべきだ、あるいは、国民全体で支えるといった場合、木材を使ってもらうことが大切であり、まず身近な需要の喚起をしていくことが必要である、あるいは、国民が何を行えばどのように森林整備につながるかを明らかにすべきだ、テーマを森林づくりというと、それに参加する人に限定されるような感じがしますが、木材利用の推進等にも記述を

して、国民全体で森林を支えると、こういったものにした方がよいと、いろいろ意見が出されました。そして、国民全体で支える森林ということの特集テーマとして取り上げるということに議論が集中いたしました。

第3回及び第4回、第3回は今年の1月25日、それから第4回は3月6日に行われまして、それについて事務局が作成いたしました第1部森林及び林業の動向（案）について審議いたしました。そして、最後の第4回施策部会では、それまでの意見を踏まえ、文章の修正を加えて、原案となる森林及び林業の動向（案）をつくりました。また、年次報告の第2部に当たります平成17年度森林及び林業の施策（案）についても同じく審議いたしました。

これらの会合におきまして、特集テーマに関する意見のほか、第2章以降、いろいろな意見が出されました。森林の整備や木材の利用にどのような効果やメリットがあるかについて、わかりやすく記述することが必要である。森林環境教育を進めるには指導者の育成が必要であり、現状や対応方法を記述すべきではないかと、それから二酸化炭素を固定した木材を生活にふんだんに取り入れていくことの大切さを訴えるべきであると、それから里山林の整備について、これからどうするかという視点について、地域住民の意見を反映することが重要であると、このような意見が出され、それが記述に反映されております。このほか、4回の施策部会を通じて多数の意見が出され、委員の間で大変熱心な論議が行われてきました。

なお、第2部の森林及び林業に関して、こういった施策については特段の意見はありませんでした。

以上がこれまでの施策部会における検討結果の概要です。

それでは続きまして、この第1部森林及び林業の動向及び第2部の平成17年森林及び林業施策の内容につきましては、事務局の方から説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 企画課長でございます。ご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の方に緑の冊子を用意させていただきますが、本体の部分を、これはちょっと厚うございますので、この要旨の形の薄い方の資料でご説明させていただきます。

表紙めくっていただきまして、まず目次がございます。例年どおり冒頭に基本認識、それからトピックスを配置いたしまして、本文では、第1章は特集章、第2章では森林の整備・保全、第3章では林業・山村の振興、それから第4章では木材需給と木材産業、5章では「国民の森林」を目指した国有林野の取組という5章構成をとってございます。

2ページからでございますが、基本認識の部分でございます。森林の持つ多面的機能の発揮

への国民の期待が高まる中で、森林に手を入れ整備・保全していく、その必要性を示しまして、森林が緑の社会資本になり、国土保全上、重要な役割を果たす森林につきましては国家的見地から保全・管理が必要であることということや、森林・林業再生には民有林と国有林との一体的な管理や取組が必要であるといったこと等を示した上で、今回の1章において特集を国民全体で支える森林といたした基本的な認識や各章のポイントを、この基本認識の中では記述をいたしております。

トピックスでございます。5ページでございますが、平成16年度の特徴的な出来事を6項目紹介してございます。なお、これら6項目は基本的に本文に付随した内容からピックアップして紹介してございます。

ページをおめくりいただきまして6ページ、「木づかい運動」の展開でございます。農林水産省では、地域材利用を進めるため、平成17年度から国民運動として「木づかい運動」を開始しているということ、プロ野球OB選手団体にイメージキャラクターを委嘱するなどのPR活動を展開したことについてご紹介をいたしております。

右側7ページ、G8のグレンイーグルズ・サミットを受けた違法伐採対策の推進でございます。昨年7月に開催されましたG8のサミットにおいて、違法伐採対策に具体的に取り組むことの合意がされております。これを踏まえた取組といたしまして、グリーン購入法に基づきます政府調達の対象を合法性、持続可能性の証明された木材製品とすることを紹介いたしております。

8ページ、3、合板用材における国産材利用の増加でございます。合板用材における国産材供給量は小径材も利用可能となるなどの技術の向上等を要因といたしまして、スギ、カラマツを中心に4年連続増加いたしております。特に平成16年度は前年比52%増と、5年前に比べますと4倍となっている状況などを紹介いたしております。

9ページ、4の地方公共団体独自の森林整備・保全の取組でございます。平成17年度までに8県、平成18年度からもさらに8県が森林整備を目的とする税を導入するなど、地方公共団体が行う独自の森林整備・保全の取組をご紹介いたしてございます。

10ページ、5、企業による森林づくりの取組でございます。企業のさまざまな社会貢献活動の中で森林づくりの取組が各地で展開しております。近年では、地元森林組合へ委託して私有林等の整備や国産材製品の積極的な利用ということを進めるといった多くの取組が行われている状況を紹介してございます。

6番目、11ページ、綾の照葉樹林プロジェクトの開始でございます。平成16年度から国有林

と地域関係者が一体となりまして、宮崎県の綾町にある国有林を核とした約1万ヘクタールの照葉樹林を未来へ承継することを目的として開始されたプロジェクトについてご紹介をいたしております。

次にページをおめぐりいただき、14ページからでございます。第1章、国民全体で支える森林。今回の白書では、国民全体で支える森林と題しまして、森林づくりのために国民が具体的にできることを示して、さらなる支援意識の醸成と適切な支援の実施を促進するという趣旨をいたしました。

14ページの1、急がれる森林の整備・保全といたしましては、森林が国民生活等に欠くことのできない緑の社会資本であるとした上で、京都議定書目標達成計画の第1約束期間が平成20年に迫っていること、昨年から今年にかけて自然災害が相次いだことといったことで、森林の整備・保全が急がれている状況を記述いたしております。また、森林の持つ多面的機能の貨幣評価ということも示しながら、森林の整備・保全をさらに進めていくことが必要な旨を記述いたしております。一方で経営コストの上昇の中で、我が国の林業生産活動は停滞し、整備・保全を進めていくためには関係者の努力、国、地方公共団体の取組とともに個々の国民も含めました社会全体からの支援が必要な旨、記述をいたしております。

次に16ページからでございますけれども、2といたしまして、我が国の森林整備・保全のために国民それぞれの取組でできるものが何かということで、林業のサイクルを循環させるということ、それから森林の整備・保全に直接参加するという、3つ目といたしまして森林づくりの取組を個人・企業が自発的に支援するという、こう示しまして、森林・林業や木材について知るといふことの必要性も記述をいたしてございます。このうち、まずOECDの加盟国の森林蓄積量に対する年間伐採量の比率を示しつつ、木材生産には十分な余力があることを示した上で、やはり木材が消費者に利用されて、その収益によって施業が行われるという林業サイクルが円滑に循環していくことの必要性といふことの記述をしております。それからまたこの中では、間伐材マークの使用認定を受けた団体の増えていることや、あるいは森林ボランティア団体が全国的に増加している状況も記述をいたしております。森林ボランティア活動は森林の整備と保全を社会全体で支えていくための大切な取組の1つであるというふうに記述をいたしております。

18ページの森林づくりの支援につきましては、緑の募金活動の点、それから企業が社会貢献活動として各地で森林づくりを展開しているといったこと、それから環境保全活動に対する一般消費者の関心も非常に高いということも記述をいたしております。それから、森林・林業や木

材について知るということでは、現状では森林・林業や木材を身近に感じる事がなかなか難しくなっているということで、若い世代では自然体験や木材利用の意義への認識が不足している状況を記述いたしております。その上で、森林・林業関係者や教育関係者等の連携のもとに森林・林業の体験、木材についての学習等を推進していくことの重要性ということを記述いたしております。

それから20ページ、国民全体でそれぞれ支えていくために国民それぞれの立場でできることということで、その中では地方公共団体の上下流での協力しての取組、あるいは企業の森づくりへの橋渡し等、あるいは独自課税の動きといった状況を紹介しております。また、森林文化、木の文化等の先人たちの英知を受け継いで、森林を次世代に引き継いでいかなければならないという旨も記述をいたしております。その上で改めてできることということをも3点掲げております。最後にまとめといたしまして、我が国の森林の整備や保全を着実に進めていくためには、国や地方公共団体に加え、林業・木材産業関係者、消費者、企業等、国民がお互いに協力し、それぞれが今できることを実行していくことの重要性ということを記述いたしております。

22ページからは、個々の章に当たるわけですが、まず森林の整備・保全につきましては、地球温暖化防止に向けた我が国の森林吸収源対策の取組と、目標を大幅に下回る見込み等について記述するとともに、間伐の対策、治山事業の推進、病虫害や鳥獣害対策等、森林の整備・保全の取組を記述いたしております。そのほか、世界の森林が依然として減少している中で、持続可能な森林経営に向けた我が国の国際貢献の部分についても記述をいたしております。

26ページから29ページでございますが、林業・山村の振興の部分でございます。我が国の林業生産活動の現状分析をした上で、施業や経営の集約化、安定的な原木供給、需要者ニーズに応じた木材流通・加工体制ということの新たな生産システムづくりを進める林業再生のための取組について、この中で記述をいたしております。また、人口減少や森林所有者の不在村化が進む山村の現状を分析しまして、魅力ある地域づくりを進める重要性も記述をいたしております。

30ページから33ページは木材需給と木材産業でございます。また、「木づかい運動」を紹介するとともに、木材が環境への負荷が少ない材料であること、あるいは木材利用が我が国の木の文化の継承にも重要である旨を記述いたすとともに、国産材針葉樹合板生産の増加、国産材輸出の増加等について記述するとともに、木材産業の現状の分析、それから川上と川下が一体とな

った消費者ニーズに即応できる国産材供給の体制を整備することの重要性を記述いたしてございます。

34ページから37ページが「国民の森林」を目指した国有林野の取組でございます。国民共通の財産であると、それから国民の安全・安心のための国土づくりを推進することを示した上で、開かれた「国民の森林」の実現に向け取組を進めている状況を記述いたしております。その1つとしまして、平成17年に新たに世界遺産に登録された知床を初めとした保護林の保全・管理、NPO等々と連携したモデルプロジェクトの展開等の取組について記述をいたしてございます。

以上が動向編の第1部森林及び林業の動向及び17年度の森林及び林業施策の内容の概要でございます。よろしく願いいたします。

○木平会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様のご質問、ご意見をいただきたいと思いません。

はい、どうぞ、古河委員。

○古河委員 昨年の白書でございます。林経協の古河でございますけれども、昨年の白書の冒頭に、次世代へ森林を引き継ぐためにというところで、森林の面積の約6割は民有林が所有していて、そして、整備・保全をするためにはその採算性を向上させて林業経営者の意欲を喚起しなければだめだという趣旨の書き出しだったと思うんですね。それに、この林政審議会でも、林業再生と山村の活性化白書と位置づけられたというふうに記憶していますが、私どもはその前に、地球環境時代の新しい林政のあり方という政策提言をいたしまして、これを自民党の林政調査会で取り上げていただいて会議をしておりました。この白書の後、森林経営活性化協議会という協議会が持たれて、先生方のほかに林野庁の幹部の方、それで林業関係では日本林業協会と全森連、全木連、それから我々の林経協と、それから国土交通省から住団連と全建連が出られて、それで林業再生案を検討いたしました。8月の解散の前にこれをまとめて、京都議定書発効を踏まえて、今後の森林・林業の施策の展開方向ということでまとめられたと思いません。

私どもの主張は、林業の担い手を育成してほしいということと、直接支払いによる競争原理を導入してほしいということ、それから公益的な企業の価値化をしてほしい、さらに国産材の利用を推進して債務対策案も出してほしいと、主に5つの面を織り込んでくださいということをお願いいたしまして、ただ、林野庁としては全体予算が減の中で新しい政策を入れるのは非常に難しいと思いました。

その中で、なけなしの予算の中から新生産システムというのを出されました。これは10カ所、もう決まってらっしゃると思うんですが、まだ存じ上げませんけれども、この10カ所に生産流通加工を集中化する、大型化する、それでコストダウンを図る、強い林業地帯をつくろうという案で、私どもとしたら、これはもう全面的に協力をしたいと思っております。これはなぜかという、この10カ所は競争しなきゃならないんですね。この10カ所、手を上げた以上は、片方が3,000円でできる製材工場を持ってきたら片方は1万円ですというわけにいきませんから、競争原理がここで働いて初めて林業のコストダウンが図られる。これこそ林業再生のチャンスだと、こう思っておりましたところ、国民全体で支える森という内容が、この書き出しが、林業経営の意欲は減退していて、もう自助努力では難しいと、だから国民全体で支えるんだと、こうなっているんですね。その内容がまた、地域材の利用を進める、あるいはボランティアの方々の労働力で協力する、それから企業がお金を出して協力するということですが、それぞれ何か利益関係もなしで、なかなかそれで日本の林業が支えられるとは私は思えない。

ですから伺いたいのは、こういうのは国民に対する提案としては結構なんですけれども、伺いたいのは、その基本認識が林業再生案から、いや、これはちょっと難しいと、だから、何だか前に逆戻りしたような感じなんです。去年と、ちょっとその前の方へ戻ったような感じなんです、その基本認識が大きく転換されたのか。今後の林業政策については林業再生よりも、もう少し支援をいただかなきゃ難しいという方向に転向されたのかどうかという点をちょっとお伺いしたいと。

○木平会長 私がお答えというよりも、あれですけれども、林業活性化という視点については何らぶれていません。しかし、それだけの表現ではいけないということで、今回の表現としては国民全体ということで、決して焦点がぼけたとか施策が弱まったというようなニュアンスは私は感じておりません。それから新生産システムもあわせて、それは。

○辻林野庁次長 今、古河委員の方から話があった件でございますけれども、基本認識は何も変わっていないわけでありまして、新生産システム、18年度の予算でありますけれども、これはいわゆる川上の方、森林所有者の方については原木の安定供給をどのように図っていくのか、あるいはコストの縮減をどう図っていくのか、そして製材工場だとか集成材工場だとか合板工場、これの設備投資をしてコストの縮減を図ると、こういったことについて一体的に助成をしていこうと、そして外材に対して競争力のある、そういう国産材の供給体制を構築していこうという予算でございます、大変要望が多いわけでございます、ある意味では我々、うれしい悲鳴を上げておるところであります。

そういう意味では、集成材だとか、あるいは製材工場だとか、合板工場だとか、こういったところの設備投資はかなり出てきているのではないかと。これはどういう理由からということでございますけれども、1つは、ヨーロッパ材、あるいはロシアのカラマツもそうでございますけれども、価格がかなり上がって、円安ということもあるんだろーと思っておりますけれども、あるいは船の運賃が上がっているといったこともあるのかもしれませんが、かなり価格が上がって、高どまりになっている。それからもう1つは、ロシア材でいきますと中国がかなり大量に輸入をしていると、したがって安定供給がこれからやってもらえるのか。それからヨーロッパ材につきましても、米国、アメリカにかなり輸出をされていて、本当に日本に安定的に入ってくるのか。そういう中で、戦後植えた人工林のスギが世界でも最も安くて、なおかつ資源的にも安定供給ができる。したがって、この国産材を使って木材製品を供給していこうと。

その中で最大の問題は原木の安定供給だろうと我々は思っております、この点については森林・林業基本計画の見直しのところで少しきっちりと議論をしていただいて、そして何らかの安定供給体制を構築していきたいということです。

○木平会長 古河委員のご指摘については、これから平成18年度の施策についてもこの後に話があります。それからまた、森林・林業基本計画の話が大きな議題としてこれに続いておりますので、そこでまたご議論、委員の方からいただきたいと思っております。

ほかの話題でございますか。

はい、どうぞ。

○加倉井委員 中立の立場なんですけれども、私は今度の白書の目指している方向というのはいい方向へ向かっているというふうに思っております。

その流れというのは、非常に大きなつかまえ方をしますと、今まで林業白書ばかり我々は読んでいたんですが、今、森林・林業白書を読んでいるかという、その違いが出てきているんだけれども、まだまだ発展途上であるというふうに読んだのが私は正しい理解ではないかというふうに思っております。

国が林業にもっとお金を出したらというのは私も同じように思っておりますが、それを国民の理解なしに出せというのは、それは無理ではないかと。つまり、国民が森林ってどんなもので、林業ってどんなものなんだというのを知らないで、金だけ出せばいいというのではなくて、それだと無理だと思います。国民は逆の反応をして、出さなくていいよねという反応をすると私は思います。ですから、まず国民の理解を得ないと、そのそもそもの基本のところができないからという認識があります。ですから私は、その流れとしてはいい方向へ向かいつつあるん

だけれども発展途上で、失礼ですが、まだまだ不十分なところがあるということだと思いません。

次の話をちょっとしてしまいますと、私、全体としては、この白書の内容、よろしいんじゃないかというふうに思っておりますが、ちょっとだけ申し上げまして、よりいいものにしたいという認識だと思って聞いていただきたいんですが。

1つは、最初のところへトピックスを出しました。多分このねらいというのは、わかりやすく国民に端的に何を考えているんだということを示したんだろうと思いますが、これ、魅力がない書き方をなさいましたよね。

例えば1、「木づかい運動」の展開というんだけど、これ、我々からいうと、木を使うと森が増えるみたいな言い方なんです。だと読むと思います。「木づかい運動」の展開といったら国民は余り魅力を感じない。

2番目、G8 グレンイーグルズ・サミットを受けた違法伐採対策の推進。最初のところがかまってしまって、もう読みたくなるんじゃないかと思うんですね。これは普通の言い方をしますと、「違法伐採をなくそう」、そこで「G8 グレンイーグルズ・サミットを受けて」というひげがつくというようなやり方が、そもそも国民に訴えるためにトピックスを出しているんだから、その言い方も訴える言い方をしなきゃおかしいんじゃないでしょうか。

その3番目、ついでに言いますと、合板用材における国産材利用の増加。まあ、そのとおりなんでしようけれども、合板用材にも国産材が使えますよと、それじゃまずいんでしょかね。学問的及び官庁的にまずいのかどうか、それは知りません。知りませんが、国民がその方がよっぽどわかると思いますね。

その次もそうです。地方公共団体独自の、森林整備をまず地方からとかですね、それでいいんじゃないですか。

それから、企業による森林づくり、これはもういいことなんだから、こういうことは企業の名前を出しちゃってもいいというぐらい。あるいはわかりやすく、何となくあれだなと思うような言い方をしてやって、つまり褒めてやって、こういうことをもっと奨励しましょうやというふうに書いたらいいんですよ。企業も森づくりみたいなことでいいんじゃないですか。

それから照葉林、綾の、綾は私は知っていますよ、宮崎県の綾町を。しかし、「綾の」といったって、アイスクリームにA y a というのがありますね、そういえばね、何が綾なんですか。そうじゃなくて、照葉樹林を大事にとかね、それでいいんじゃないですか。

ですから私、失礼ですけれども、発展途上だと申し上げたのは、国民の理解を得るためのそ

ういう書き方も最後のところではやっぱり取り入れていただいた方が得するという、それだけちょっと指摘させていただく。

○木平会長 ありがとうございます。

なかなか耳の痛いご指摘なんですけれども、確かに内容としては私もそうだと思います。表現については、やはりそういう努力をこれから続けないといけないと思います。なかなか思い切って切り替えることはできないんですけれども、そういうご指摘、ありがとうございます。

それでは、このあたりで。

どうぞ。

○有馬委員 これは全体的にかなりいろんなことがわかりやすくなっているかと私は思っておりますが、ただ、やっぱり今後の、それこそ林業の再生と、あるいはそういうものをやる場合の基本になっているというのは、やはりお金の問題ということが多分何らかの形で出てくる。今までの白書ではほとんどわからなかったというような感じがいたしておりますが。

例えば、この79ページをちょっと見ていただくと、この中の78から79のところ、ここで山林の20ヘクタール以上の林業活動を行っているところの林業粗収益はというような書き方になって250万と、こういうような数が出ておりますが、何となくわかるんですが。ただ、その前の経営体を見ると、非常にこの20ヘクタールということで、そこで切ったと、そういうことなんだろうかと。むしろこれでせつかく取り上げるんだっただらば、もう少し細かい、この前の図のⅢ-3、これをベースにした書き方ぐらいを付していただくと、いろんなことがわかりやすいんじゃないかなというふうな感じだけれども、差し当たりこれで仕方がないといえば仕方がないんですが、これがどういう具合に印象を持つかということだろうと思うんですね。ああ、それぐらいあるのかと、あるいは全然ないのかということがあるとするならば、今現在持っている林業というものの、この業というものをどういう感じですかという、具体的にある程度明確にしておかないと、日本についてやらないのではないかなという感じがいたしました。

これは統計表は持っておられるんだろうと思いますので、これはどこかを見ればわかるということかもしれませんが、ひとつそのあたりをもう一度視ていただくと、いろんな形が吐露し、過去の森林組合の問題なんかもよくわかってくるようになるかと思っておりますので、ひとつそのあたりを今後の課題として考えていただきたいというように思っております。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、白書についての議事をこれくらいにいたしまして、続けて平成18年度森林及び林業施策の案につきまして、農林水産大臣からの諮問をいただきたいと思っております。

それでは、農林水産大臣の諮問を林野庁次長から代読していただくことでお願いいたします。
○辻林野庁次長 林政審議会会長木平勇吉殿、森林・林業基本法第10条第3項の規定に基づき、平成18年度森林及び林業施策（案）について、貴審議会の意見を求める。

平成18年3月24日、農林水産大臣中川昭一。

よろしく申し上げます。

○木平会長 確認させていただきます。

それでは、平成18年度森林及び林業施策につきまして、これについて施策部会において論議してまいりました、その検討経緯、経過について、先ほど同様、私の方から簡単に説明させていただきます。

まず、平成18年度森林及び林業施策につきましては、これは森林・林業基本法の規定に基づきまして政府が毎年森林・林業の動向を考慮して、予定されている予算措置、立法措置等についてまとめるものです。

施策部会では第1回会合及び第2回の会合において、今後講ずるべき施策の方向について、また第3回会合では、その作成の基本的な考え方について、第4回では、本文案をつくりまして、それぞれ審議してまいりました。これについては特段の意見はございませんでしたので、ここにお示しいたします。

その内容につきまして事務局の方から、それではご説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 ご説明いたします。緑色の薄い方でいきますと39ページからでございます。

施策につきましては、森林・林業基本計画の構成に沿いまして、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を初めとします森林・林業施策を山村振興等の関連施策と連携を図りつつ、国民が快適で安心できる暮らしや豊かさを享受できるよう総合的に講じる必要があるという基本的認識のもとで、施策を掲げているわけでございます。

項目で申し上げますと、40ページのところ、1つ目が森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全でございます。2といたしまして都市と山村の共生・対流の推進等による山村の振興、3番といたしまして林業の持続的かつ健全な発展の確保、4番目として林産物の供給及び利用の確保でございます。5番目といたしまして森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及、6番目といたしまして国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進、7といたしまして持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組の推進ということで、項目だけ述べさせていただきますけれども、本体の方は、これをさらに詳細なものが本文の方では記述させていただいてございますので、念のため申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

○横山委員 よろしいでしょうか。

○木平会長 はい、どうぞ。

○横山委員 この施策については何点かお話ししたいことがあります。

1つは森林組合について、この18年度の施策（案）について盛り込まれたことについてうれしく思っています。と申しますのは、政策のチャンネルというんでしょうかね、だれをターゲットにした政策なのかということや、それからどういうルートを通じた政策が効果的なのかと、いって最適主体を選ぶということの、あるいは現存しない主体と、最適な主体がないとすれば、その政策主体をつくり上げていくような政策そのものも重要になっていくということでしょうと、やはりこの森林組合という主体に焦点を当てて施策を考えていただいたことについては評価したいと思っています。

ところが、もう1点の確認をしたい点は、この森林組合との兼ね合いでもあるんですけども、平成17年度の施策では森林整備法人等による森林の整備ということで、白書の198ページに、この森林整備法人に関連する施策について触れられています。18年度について、これについてどういうふうな書きぶりがあるのかということについて、どういうふうに考えられているのかということをお伺いしたい。と申しますのは、地方公共団体、とりわけ県レベルで、それぞれ森林環境税を入れる等の取組をしたとしても、その公社の問題がやはり相当あるのではないかと。その辺のところ、17年度の施策と18年度の施策で連携なり引き継ぎがあるのかどうかということをお尋ねしたいですね。

それから、その政策と、私は専門が政策なもので、政策関連の窓から少しコメント、2点目したいのは、環境政策でよく言われるのは、経済的手法と、それからコマンド・アンド・コントロールのような非経済的手法ないし手段ということで、経済的な手段としては税・補助金等の手法や、あるいは排出権等の手法があるわけですけども、その規制と、それから税・補助金あるいは経済的手法と言われているもののほかに、もう1つ重要な環境政策手段として最近注目されているのは協定ですね。自主協定なり、その協定という政策手段について、17年度の白書の中でも照葉樹林プロジェクトの開始ということで、要旨版の方の11ページでちゃんと取り上げられているんですけども、森林管理局と、それから県と、それからあとNPOですか、そういうようなものが協定を結び、そのプロジェクトを実施しているんだと、こういうような

形の協定という。特に環境施策では経団連が自主協定で、それぞれの主体産業がある、CO₂排出削減に向けて努力すると、そういう自主的な取組ということであるとすると、こうした協定の政策手段について、18年度もそうなんですけれども、1つ大きな観点として取り上げるべきではないかと。これはあくまで私見ですけれども、埋もれていすぎるのではないかと。ここに、先ほど来言われている企業やNPOや市民がどういうふうに関与するのかというような仕組みづくりを、協定という政策手段をもう一回着目すべきではないかというような意見を持っています。

最後の3点目は、先ほど来言われている財源がなければできない施策と、財源がなくても、先ほど、教育とか、それから市民への情報提供であるとか、そういうお金をかけなくてもできる施策の区分けをして、そしてマトリックス、政策手段と政策目的のマトリックスをつけて考えるべきなんではないかと。これは政策評価にもかかわってくると思うんですけれども、1つの政策が複合的な政策目的に、あるいは複数の目的を実現すると。だから林業を盛んにすればそれだけ森林整備が盛んになる、そういう関連性も含めてですね、政策手段と政策目的のマトリックスを考えて、もう一回、協定も含めて体系的に考える必要があるのではないかと。

この3点を申し上げたいと思います。以上です。

○木平会長 ありがとうございます。

まず第1点は、この政策を進める主体として、森林組合とそれから森林整備法人のかかわりについて、17年度の方法と18年度はどのような整合性とか引き継ぎがあるかと、これが第1点ですね。

はい、どうぞ。

○岡田企画課長 本文の方で森林組合も苦勞して対策されているというような記述がございますけれども、ここにご指摘のありました森林整備法人のことでございますが、18年度の施策の部分でいきますと、15ページのところに、(4)のウで森林整備法人等による森林の整備ということも、これは引き続き17年度と基本的なベースは同じで考えてございます。

ただ、今回、林業公社問題も特に念頭に置きまして、地方財政措置の充実、それから金融措置の充実ということを18年度施策で図ってございます。その点につきましては、この施策、18年度施策のうちの地方財政措置として記載してございます5ページのところで、例えば真ん中の辺でもございますけれども、林業公社の経営安定のために都道府県の利子補給に相当する経費に対する交付税措置を追加するほか、というような記述もしてございますけれども、対策を具体的にこう考えて出しておりますほか、資金につきましても公庫の、農林公庫資金につつま

して、8ページのところでございますけれども、新たな資金、森林経営再生タイプを創設するというので公社の、これは民間業者も当然入ってございますけれども、借り換えのための資金も用意したということで、施策の充実を図ったということをご中記述させていただいております。

○木平会長 第2点は環境保全について、経済的手法、それから規制的手法に、あわせて協定的な手法というものをもう少し重点的に取り上げたらどうかと、こういうご意見です。

いかがですか。

○岡田企画課長 今回の18年度施策、基本的には予算・制度ということでございますので、実質的には、協定という部分については、必ずしもこの中には今のにも書かなかった、書きづらい部分はございました。ただ、以前の森林法の改正をいたしまして、協定制度を設けて、ボランティアの方が所有者と協定を結んで、そこをしっかりとやっていこうということは、それを改正した年度につきましては施策として掲げさせていただいております。これは現に今も制度として残って進めておりますので、そういう点は、その年度の改正ごとに大きく取り上げていきたいなというふうに思っておりますし、また、手法自体は基本計画のときにも、どういう手法を、税、金融制度、ございますけれども、どういう手法がいいのかということもいろいろご議論いただければなというふうに思っております。

○木平会長 ありがとうございます。

第3点は、財源を中心にして、その手法と目標というものをもっとマトリックスとして、わかりやすいように整理して進めるべきではないかと。

○岡田企画課長 これはまさに基本計画、これからまた議論いただく部分にかかるかと思っております。政策体系をどうやってわかりやすく示すのかということかと思っておりますので、それは基本計画の内容をつくりながら、それもまた国民の皆さんにどういうふうにお示するかという作業もあわせてさせていただきたいなと思っております。また、その点はよろしくをお願いします。

○木平会長 それ以外の。

横山委員、よろしいですか、今の。

○横山委員 協定の部分については確かに書きにくい部分があるかと思うんですけれども、やはり、過去こういう協定でどこまでうまくいったのかとかですね、その協定を結ぶことの実態把握ですね。どれくらい協定が過去になされて、そしてその協定が守られているのかどうか。そして、その協定が守られなかったときにどのような政策的な対応ができるのかとかです。

ね。ただ単に協定を結びますということであり、その報告だけあるのかどうか。その辺が、協定という政策手段をしっかりと政策体系の中に組み込むお考えがあるのかどうかということについて、やはり私は組み込むことが必要な方向で今後考えていっていただきたいという意見でございます。

以上です。

○木平会長 ありがとうございます。

これについて、ほかにご意見があれば。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今意見がございましたことを含めまして、今後、実際の文章の表現等の字句の修正等、これについては私にご一任いただくということで、この案につきましては特に修正を求めるといった意見がございませんということで、適当であるという旨の答申をしてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、答申文を配付いたしまして、ご確認をお願いしたいと、こう思います。

ご確認いただきまして、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この答申を三浦農林水産副大臣にお渡ししたいと思います。

農林水産大臣中川昭一殿、林政審議会会長木平勇吉。平成18年度森林及び林業施策の答申について。平成18年3月24日付け17林政企第98号をもって諮問のあった「平成18年度森林及び林業施策」（案）について、下記のとおり答申いたします。記、平成18年度森林及び林業施策（案）について、別紙のとおり定めることが適当である。

○三浦農林水産副大臣 謹んでお受けいたします。ありがとうございます。

○木平会長 それでは、三浦農林水産副大臣からごあいさつをお願いしたいと思います。

○三浦農林水産副大臣 一言ごあいさつを申し上げたいというふうに思います。

本日は、委員の皆様方には本当にご多用中にもかかわらず林政審議会にご出席を賜りまして、森林・林業白書についてご熱心に審議いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。また、新たな森林・林業基本計画の策定についてご審議をいただけたところでありまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、昨年2月に京都議定書が発効いたしまして、温室効果ガス削減の国際約定が定められました。また、昨年、一昨年と相次ぐ台風等の暴風雨などで自然災害が発生をし、さらに、この冬の記録的な豪雪によりまして雪解け期の災害も懸念をされているところでございます。このため、国土の保全、水源の改良、地球温暖化防止等の森林の有する多面的機能を

さらに発揮させるために、森林の整備・保全を推進していくことが急務となっております。このような状況の中で森林の整備・保全には、国、地方公共団体の取組や林業関係者等の自助努力に加えまして、国民の皆様方からのご支援が必要となっております。国民各層の支援意識の醸成と支援の実施の促進がまことに重要であると考えているところでございます。また、間伐の着実な推進、針広混交林化や広葉樹林化の促進など、多様で健全な森林の整備を推進するとともに、低コストで安定的な木材供給の実現に向けた新たな生産システムの確立等が必要であると考えております。

このため、本日ご答申いただきました平成18年度森林及び林業施策について、着実な実施を図ってまいり所存でございます。委員の皆様方におかれましては、今後とも森林・林業政策の推進全般にわたりまして引き続き格別のご指導を賜り、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。私の御礼のごあいさつに代えさせていただきたいというふうに思います。

平成18年3月24日、農林水産副大臣三浦一水。

ありがとうございました。

○木平会長 どうもありがとうございました。

三浦農林水産副大臣におかれましては、公務のためご退席されます。どうもありがとうございました。

○三浦農林水産副大臣 どうもありがとうございました。

○木平会長 それでは次に、議事に戻りまして、森林・林業基本計画の変更について、ご審議をお願いいたします。

前回、1月25日の会議におきまして農林水産大臣から諮問がありました、森林・林業基本計画の変更について、前回は現行の基本計画策定後の森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化について審議いたしました。今回は現行基本計画に基づく施策の効果の評価と重点検討事項についてご審議をお願いいたします。

議事にありますように、現行基本計画に基づく施策の効果の評価についてと、森林・林業・木材産業に関する重点検討事項の骨子について、その内容につきまして、また、前回の審議で委員よりご指摘のありました事項であります諸外国の森林・林業の概要について、続けて事務局から説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 それでは、森林・林業基本計画の関係についてご説明いたします。

前回ご説明いたしましたとおり、基本計画の変更については森林・林業をめぐる情勢の変化を勘案し、また、施策の効果に関する評価を踏まえて行うということとされておりますことか

ら、前回、1月25日の第1回の審議会におきまして情勢の変化についてご審議をいただいたところでございますが、今回は評価と、そこから導かれる重点的な検討事項についてご説明させていただきまして、ご意見を賜りたいというふうに思っております。また、諸外国における森林の情勢などについてもご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料ナンバーの3-1、1枚目でございますけれども、現行森林・林業基本計画の構成、これをご覧いただきたいと思えます。

現行計画では森林の多面的機能の持続的発揮と林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする森林・林業基本法の考え方に基きまして、森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給及び利用に関する目標を掲げております。

森林の多面的機能の発揮につきましては、森林の重視すべき機能区分ごとに望ましい森林の姿を考えまして、その実現に向けて関係者が取り組むべき課題を明らかにし、その課題が解決された場合に実現可能な森林の状態を目標値として掲げてございます。また、それぞれの課題に対応しまして、政府が総合的かつ計画的に取り組むべき施策を掲げておるわけでございます。

また、林産物の供給及び利用につきましては、望ましい森林施業を通じて供給される木材、その適正な利用を図るための課題を明らかにいたしまして、その課題が解決された場合に実現可能な木材の供給量と木材の用途別の利用量を目標として掲げる。それとともに、それぞれの課題の解決につきましては、政府が総合的かつ計画的に取り組むべき施策を掲げてあるところでございます。

これは今の現行の基本計画の構成でございます。

続きまして、資料ナンバーの3-2が施策の効果に関する評価でございます。

表紙めくっていただきまして1枚目に、施策の効果に関する評価の考え方が整理してございます。基本計画は課題や施策の基本的方向を示しているものでございますので、今回は課題の単位に施策の効果を把握して評価を行うこととしてございます。なお、個々の事業に着目した評価につきましては別途、いわゆる政策評価法に基きまして実績評価等を毎年実施しているところでございます。

このうち、政策評価のうち、森林の整備に関するところにつきましては、現在、森林の整備の目標の進捗状況の検証をテーマに、総合評価として取り組んでいるところでございまして、今月の9日には政策評価会の林野庁専門部会を開催いたしまして、参考に添付させていただいた資料をもとにご議論をいただいたところです。今後、5月には農林水産省の政策評価会で精査を進めていただけるということでございます。

ページめくっていただきまして、2枚目に政策評価の体系図を掲げてございます。これもご参考までにご覧いただきたいと思えます。

これもページめくっていただきますと目次が出てまいります、これは評価の中身に関する目次でございます。番号1の目標と現況・実績、番号2の目標と計画策定後の推移によりまして、現行基本計画を全体的に見た場合の検討課題を抽出するという出しております。また、番号3、4、5、これは個々の課題ごとの政策、個々の評価に関する資料でございます。時間の関係から、後ほど、番号3の部分でポイントとなっておりますけれども、そこでご説明させていただきます。

この目次めくっていただきますと、ここからページ番号を打ってございます。1ページでございますけれども、1ページのところで現行森林・林業基本計画に掲げる目標と現況・実績という部分になるわけでございますが、森林面積全体には、これを見ていただきますとおり、大きく変化はございませんが、育成複層林への誘導の目標に対しまして現状は低位ということでございます。また、蓄積量につきましては目標に対して急激に増加しているという状況でございます。それから右側、(2)の林産物の供給及び利用につきましては、総需要量の減少もありまして低い水準にありますけれども、平成15年以降、徐々に増加のきざしがうかがえるわけでございます。

2ページでございますが、森林の多面的機能の発揮に関しましては、先ほどご覧いただいたデータ及び前回ご説明しました情勢変化の資料から読み取れることを文章で説明したものでございます。森林の整備につきましては、育成複層林等への誘導に向けた取組や伐採が低位にあったことなどから、1ページのように、育成複層林の実績が低位で蓄積が急増しているというように考えるわけでございます。今後は手入れが必要な高齢級の森林の増加や国民のニーズ等を踏まえまして、多様で健全な整備を進めていく方策を検討する必要があるということでございます。また、森林の保全につきましては、やはり依然として山地災害が多発しているという状況の中で、今後、これを防止する方策の検討が必要としてございます。

ページめくっていただきまして3ページでございますが、林産物の供給及び利用に関しまして、国産材利用量の増加のきざしが見られるものの、林業経営意欲の低下や木材の安定供給へのニーズを踏まえまして、林業・木材産業の一体的再構築や国産材市場の拡大のための方策も検討が必要というふうにしてございます。なお、詳細につきましては後ほどの個別課題ごとの評価に関する資料に基づきまして説明をさせていただきます。

ページめくっていただきまして、4ページから6ページでございます。

4 ページは、それぞれの検討事項として整理した事項を踏まえ、いわばイメージでございまして、4 ページには、今後、高齢級の森林が本格的に増加する中で、従来の間伐を進めるとともに高齢級森林の抜き伐りを繰り返しながら、針広混交林化、広葉樹林化など、多様な姿の森林に誘導していく必要性を示したものでございます。

それから5 ページのところは、国民の安全・安心を確保していくために流域一体となった治山対策を進めていく、その際の、いわば概念図ということでございまして、従来と今後というふうな左右で絵で示してございます。

6 ページのところは木材の安定供給のために川上から川下までの合意形成に基づきまして、コストダウンを図りながら林業の持続的発展と供給量の拡大を推進する取組を例示的に示したものでございまして、これも左右となっております、今後の姿として、一つの林業・木材産業の再生のイメージを示したものでございます。

それから、7 ページから9 ページでございまして。これは現行計画で掲げました個々の課題ごとの施策の効果に関する評価を示した資料でございまして。これに基づいてご説明いたします。7 ページから9 ページに示した資料の詳細の部分は10 ページ「4. 森林の多面的機能の発揮に関する施策」以下で、準備しておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

まず7 ページでございまして。森林の整備・保全と、これを支える路網・作業システムに関するものでございます。森林の整備につきましては、間伐などの取組自体は定着してきてはおりますが、多様な森林に誘導するための施業技術や道路などの基盤整備が低調であることなどから、針広混交林、広葉樹林化等の多様な整備に向けた取組が低位であるため、水土保持機能の発揮が期待できない森林の増加も懸念されているということでございまして。このため、多様な森林整備に向けた条件整備と、公的機関による整備の促進が検討事項ではないかというふうな整理をいたしております。

②の森林の保全の課題・施策の部分でございまして、保安林の計画的な指定が図られてきたところではございますけれども、依然として山地災害が多発している状況であるということで、今後検討していく事項といたしましては、流域全体の保全対策や危険地区への重点的対策などが必要だというふうなことでございまして。

(2) 森林の区分に応じた路網の整備と作業システムの導入についてでございますけれども、複層林施業等に対応した効率的な路網配置の手法等が未構築であることなどの理由によりまして、効率的な作業システムの導入・普及等は低位だというものでございまして。このため、今後検討すべき事項といたしまして、機械と路網を効率的に組み合わせた作業システムづくりが必

要というふうにしてございます。

ページめくっていただきまして8ページでございますけれども、(3) 国民に開かれた森林の整備・利用につきましては、ボランティア活動が活発化するなどの進展はありましたけれども、企業の森林整備活動に関する具体的なイメージ等が未浸透であるということも踏まえまして、企業などの参加を促進していくことや、里山林の再生活動の促進が必要だというふうにいたしてございます。

(4) 山村でございますけれども、生活環境の改善に取り組んできたわけでございますけれども、就業機会が未だ不十分なこともございまして、今後は特用林産物等による就業機会の確保や都市へのニーズを踏まえた定住促進が必要だというふうにいたしてございます。

(5) 地球温暖化防止対策につきましては、総力を挙げて取り組んでいるものもございまして、現行の整備水準では目標達成を下回るということでございますので、引き続き森林整備や木材利用の拡大に取り組むことが重要だというふうにいたしております。なお、この検討事項は他の項目から抽出される検討事項を再掲したものになろうかというふうに考えております。

それから(6)の森林関連データの整備でございますけれども、モニタリング、森林GISの導入等を進め、森林計画策定等の作業が効率化されてきたのでございますけれども、やはりまだ施策のアウトカム評価が困難な状況でございますので、国家レベルでの資源管理体制を構築していくことが必要だというふうにいたしてございます。

それから9ページのところでございますけれども、(1) 望ましい林業構造の確立につきましては、金融・税制面での措置や林業構造改善事業の見直し等に取り組みまして、一部地域では安定供給体制の構築により生産活動が活発化してきたのでございますけれども、材価の下落等による林業採算性の悪化、あるいは不在村化、林業所得への依存度の低下等によりまして、全国的には所有規模にかかわらず林業生産活動は停滞しており、また、生産コストも高い状況でございますので、今後は集約化、低コスト生産に向けた条件整備、需要者のニーズに応じた素材の安定供給体制の促進が必要だというふうにいたしてございます。

(2)の労働力の部分についてでございますけれども、緑の雇用対策等によりまして新規就業者は増加したわけでございますけれども、将来的な労働力確保については困難となるおそれもあるわけでございますので、引き続き若年層を中心として就業者の確保・育成が必要だというふうにいたしております。

木材利用につきましては、国民への普及啓発、関係者との連携による推進に取り組み、国産

材供給量に増加のきざしはあるものの、普及啓発の取組はまだ利用拡大に十分結びついていないのではないかと指摘もございますので、今後はターゲットに応じた戦略的な対応を行うとともに、違法伐採対策、海外市場の拡大、木質バイオマス利用も同時に進めることが必要というふうにいたしてございます。

それから（４）木材産業につきましては、製材・加工業の規模拡大、乾燥材等品質・性能の明確な木材の供給体制の整備に取り組んでまいったわけでございますけれども、原木の大量かつ安定的な確保、これがいまだ困難ということでございます。それから高付加価値製品の供給も低位な状況でございますので、今後検討すべき事項といたしまして、需要に応じて大量かつ安定的に国産材の生産等を行う体制の整備、消費者のニーズに対応した製品開発、供給・販売戦略の強化等が必要というふうにいたしてございます。

以上が個別課題ごとの施策の効果に関する評価ということでございます。

引き続きまして、森林・林業・木材産業に関する重点的な検討事項（骨子）の部分でございます。資料ナンバーでいきますと３－３と打ったものでございます。

資料ナンバーの３－３でございますが、以上の評価に踏まえまして、重点的な検討事項は何かということでございます。例えば林業の側からの評価として抽出されました需要者のニーズに応じた素材の安定供給体制の促進、それから木材産業の視点という面からいまして、需要に応じて大量かつ安定的に国産材を生産する体制をつくれ、ということのように、これらを一体的に検討していくことが必要な事項もございます。このため、これら検討事項につきましては、資料の３－２の２から３ページで検討課題として、３つのテーマごとに整理し直したものでございます。今後、これらの項目に従いまして、具体的な手法等につきまして、さらなる深掘りが必要になるかというふうに考えてございます。したがって、この点につきましては、さらにまた４月１７日にでも開催をお願いしたいと思っております当審議会におきまして、本日の議論を踏まえまして、さらに資料を出してご説明させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、駆け足でございますけれども、恐縮でございますが、資料ナンバーの３－４でございます。諸外国の森林・林業の概要でございます。

前回、池淵委員から各国の森林・林業の概要を整理できないかというご指摘があったかと思っております。この資料ナンバー３－４の１ページには主要国の森林面積や所有形態などのデータ、それから森林所有者の組織と活動内容を整理いたしております。２ページが森林関係法等の内容、それから関係予算の内容で、３ページが森林計画制度等についてまとめさせていた

できました。

各国ごとに森林の状況、所有構造、国と地方の役割分担などが相当異なっておりますので、一概に比較することは大変難しゅうございますけれども、総じて言えば、各国とも持続的な森林経営の理念のもとに、法律制度あるいは予算措置で、おおむねその方向に向かって施策を講じている状況にあるのではないかというふうに考えております。

1 ページへ戻りますと、森林所有者の組織についてでございますが、ドイツでは小規模森林所有者、この原木を取りまとめて製材工場と交渉する森林経営共同体というものがつくられておるようでございます。また、フィンランドの方では森林整備の受託や木材販売の代行サービスを行うなどの森林所有者連盟、スウェーデンでは所有者の森林経営を受託し素材生産・販売を行う森林所有者協同組合といった組織が見られるところでございます。今後の目標の参考までにご紹介させていただきたいと思っております。

説明としては以上でございますが、なお、前回、他の委員からもご指摘がございました木材の流通状況、それから流域管理システムの現状と課題といった点につきましては、これは次回の説明に関連するところでございますので、その際にあわせて、次回ご説明させていただきたいというふうに考えております。

以上、資料の説明でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

まず最初に、現行森林・林業基本計画がどういう構成でなっているかというところからスタートいたしまして、そして、これまで行ってきた施策の効果の評価について、それから最後に、これから検討する重点的な項目、骨子と、こういう3段階の説明をいただいたわけです。これについてはこれから、今日だけじゃなくて、集中的にこれをやっていかなければならないので、今日はできるだけ多くの委員から多くの項目についてご指摘なりご意見をいただきたいと思えます。できるだけ多くの項目について要点をお願いしたいと、こう思います。ご承知のとおり、これは非常に重要な、これからの施策の方向を決めるものです。どうぞ、ご意見をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○岡田委員 それでは3つほど、疑問点というか、大事だなと思われるところを私なりに述べさせていただきます。

1 つは、全体にかかわることなんですが、複層林化ですね。とりわけ育成的複層林化というのが、新しい森林・林業というものを含めて、新しい林政体系のいわば根幹になるところだと

いうふうに思います。しかし、事実としてはこれが進んでいないという評価を端的にさせていただいております。私どもの地方におりましてもそのように見えてきます。それが具体的に重点課題にもなっていますように、そこの誘導に向けた条件整備を図っていくという、こういう整理になっています。ここの整理がいいかどうかということにかかわってくるんですが、育成的な複層林化という、その目標そのものが明確になっていたり、技術体系として可能なものかどうかということが1つはあると思います。それが明確にあれば、そこへ向けての条件整備という、これが次の段階としてとられる手法としては大事だなと思いますが、今回の整理は、この人工的な複層林化という、これについては明確に大丈夫、技術体系としても目標像としてもあるんだという、こういう置き方をされているんですが、本当にそうなんだろうかという点なんです。条件整備だけでこの育成的な複層林化が本当に実現できるだろうかという、このあたりのところでもう一回整理する問題というのは本当はないんだろうかということでございます。ここが第1点目です。

それから2点目なんですが、大変気になっております。詳しいことは割愛いたしますが、公的機関による森林整備の促進、17年度、18年度の施策にも記載をさせていただいております。そして今回も、この重点事項でも上から4つ目のところで、黒丸でいくと3つ目、こういうところに書き込んでいただいておりますが、ここで言う公的機関という、そのイメージは何か。既存の自治体なのか、あるいは森林整備法人という言葉も出ておりますが、その中身については、林業公社の問題も踏まえて、甚だ不案内だというふうに見えるのでございますので、このあたりがどうかということと、そこで行うところの森林整備というものの性格づけなんです、極めて保安林的な、そういう意味合いが強い内容で書き込まれているやに読み取れるんですが、果たしてそれで本当にいいんだろうかという、このことでございます。これが2点目です。

それから3点目は、山村にばかりに通っているものですから、ますます条件としては厳しいと言えます。私、山村というと、東京で考えてみますと非常に小さなエリアをイメージされるかもしれませんが、具体的に山村に調査に入りますと、実はちょっとした山を越えると集落があります。また違う道が分かれていて、それぞれの道を行くとちょっとまた違う集落がある。こんなに広いものかというふうに、実は驚きばかりでございまして、大変広いものだ。やはり山村が活性化する、山村が持続的に社会として維持されるということになると、一つ一つの集落というのがきちっとある安定度を保つような仕組みの中にないと、山村としての活性化なり、そこが期待されている林業軸への寄与というのは恐らくできないだろうというふうに思っております。そうなりますと、ここでは特用林産物等による就業機会ということで、これは大

事だとは思いますが、ここのタームだけに収斂させる、集中化することで果たしていいんだろうか、もうちょっと広角にといいましょうか、私どもが林業軸も踏まえて打ち出すべき施策としてはこれだけなのかというあたりは、やはり……。

以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。ご質問の趣旨、非常に明確です。

1つは複層林化ということなんですけれども、果たして複層林化という目標が、それ自体がどういうものであるか、まず明確にしようじゃないかと。それに従って、そこへの条件整備の方法を考えていくべきじゃないか。これが第1点。

第2点は公的機関による整備という言葉なんですけれども、まず、公的というのは整備法人なのか公社なのか、あるいはいろいろあるんですけれども、その担い手を明確にしよう。それから、整備からの取り扱いの内容についてもご検討いただければ。

それから3番目は山村の活性化ということで、キノコだけじゃなくて、もう少し広い方法を考えてないと生き延びられない。

この3点でございます。これについてはこれから検討され、盛り込んでいただけるということで、今日はできるだけ多くの項目についてご指摘をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

じゃあ、太田委員、どうぞ。

○太田委員 それでは、ちょっと読ませていただいた感じで、課題だけということでちょっとお話をさせていただきます。

まず1点目は、今、岡田委員の言われましたように複層林、扱いは多様な森林を整備することでトーンを落としているんですけれども、やっぱりこれの基本的な検討は要るんじゃないかと私は思います。

それから2番目に、国有林は5機能区分でやっておるわけですが、これ全体が3機能になっているんです。基本的には私も5つだろうと思っているんですが、3区分でいくとしても、そのあたりの扱い、中身は基本的にそうなっていると思いますが、そのあたり、5つに最初から分けるとちょっと理解してもらいにくい部分はあるかもしれませんけれども、そのあたり、基本的なことですので、ちょっとご検討いただきたいという。

それから、3番目に感じますのは、例えばこの施策効果に対する評価でも、1の①とか3とか、国民の理解の醸成ということがあるわけなんですけれども、これは木材を使ってもらうということでもあるし、それから全体的な森林整備に協力してもらうらということの、白書のことで

そうなんです、これはかなり進んではきていると思うんですが、先ほど、古河委員から出てきた話とか、あるいは加倉井先生がお話ししたようなことを含めると、もっと抜本的な、もっと強力な、もっと理論的な、あるいは指導者に対する森林の価値のPRみたいなものもあっていいんじゃないかというような、一つ一つ大きな項目で立つようなそういうものが。例えば市場原理ということに対しても批判が出ているとかいう、いろいろある、そういう何かありますけれども、そういう部分も含めたような、別に批判をするというわけではなくて、総合的な森林の論理というかPR、それが実はこのお金の枠を増やしていくということは、PRはたくさんやっているんですけども、もっと根本的なものがあるんじゃないかなとちょっと私は感じている。全くこれは個人的なものですけれども。

それから次は、全体として、例えば今日出てきましたように各国の森林の施策というんですか、これは森林・林業の概要というのが出てきまして、例えばドイツ、フィンランド、スウェーデン、米国ということで、先進国と並んで、じゃあ日本はどうするかということで、これは大変いいんですけども、やはりこれ全体を見ますと、例えばここには治山とかそういうものは、この国、どこもないわけですね。今度は森林の整備・保全計画という、保全が入ってきているということとありますと、こういうふうに並べて、例えば日本の森林の問題もここに並べて書くと、かなり違ったものが書けるはずなので、その部分に、例えば林業、あるいは平地の森林の生態の話だけで並べるのではなくて、もうちょっと森林整備・保全というものを含めた、その森林の管理に関係する、あるいはそういう枠組みも入れて議論、最終的にはどうなるかわかりませんが、議論してほしいなというような感じがいたします。

それからあとは、課題、テーマですが、願わくは、循環型社会ということに対しての森林の論理でもあるんですけども、やっぱり人口減少という部分についても、まだこの数年とか10数年とか、それほど減少しないわけですけども、やっぱり集落の問題とか考えたとき、そのあたりの視点も少し頭の中に置く、そういう施策が必要なのではないかというふうに感じております。

ちょっと簡単ですが。

○木平会長 どうもありがとうございました。

5点ほどご指摘いただきました。複層林の内容についてはやはり再検討が必要だと、それから国有林のゾーニングについての検討、それから3つ目は国民の理解ということで、いろいろなことのほかに、もっと森林の論理というんですか、根本的な森林の役割について、かなり専門的なPRをしていただきたいということ、それから4番目には、諸外国等を含めて日本のと

どうか、制度の枠組みについて、それから5番目には、人口減少社会における森林の役割ということも検討すべきところ、というご意見だったと思います。

はい、どうぞ。

○山根委員 木材を活用ということで、それこそ「隗より始めよ」ということで林野庁やいろいろな方がやられる、あるいは木材の活用のために予算をつくるということをやられるわけですが、一番金を有効に使うのは、いわゆる公の諸施設に木材を使っていくと、あらゆるところに活用を図っていくということは、それこそ今は予算を木に使うというだけのことになるわけですから、有効な使い方であり、さらに積極的に考えていくことではなかろうかなと思います。

また、多層材といいますか、多層林業という面で見ますと、データを深掘りする必要があるんじゃないかと、さらにさらにと。どのように林や森がなっておるのか、コストのかかる場所はどこになるのか、品質のこんなものがここらにあるんじゃないかというようなことで、今いろいろデータをとられておりましたが、さらにさらに深掘りしたデータが必要なんじゃないかと。それによって林業と生産者と消費者というのをどうやって結ばよいかということを考えていく。

どうも長年見ますと、荒れた山が緑になった、しかし林業は衰退した。また、緑になったが森林は荒れておるという大きな状態を、また、工業社会あるいはサービス産業等に比べて、この林業・木材業等は、比較したらはるかに落ちたと。この我々の面だけ見ると何とかなっておるんじゃないかと思えるが、比較すると大変弱っておると。そういう面を認識してとらえる必要があるんだろうということです。

○木平会長 ありがとうございます。

山根委員の方から、木材活用の促進というふうに、公的機関が積極的に率先して進めていくという木材活用という問題、それから2番目には森林データの整理ということで、とりわけ林業あるいは林産業の資源としてのデータを、本当にきちっとしたものをつくれと、こういうご意見だったと思います。ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○青山委員 私も木材利用の推進というところで、国民理解という部分で発言したいと思いますが。

普及啓発の取組が利用拡大に結びついていない状況ということで、戦略的普及啓発をしていくという目標がうたわれました。国民の人たちも森林の整備とか、それからボランティアに加わるとか、それから木を使っていかなくてはいけないという理解は相当に進んでいるんですが、

それが利用拡大につながっていないのは、やっぱり一番は、そういった木の製品とか木を使ったものが手に入らない、手に入りにくいという状況にあります。そういったものが極めて特定のルートでしか流通していないというところが最大のネックで、やはりそれをいかに一般の流通の中に乗せていくかというところが非常に重要なんだろうと思います。そこが、普及啓発もあるけれども、これが木材産業を、何か生産・加工・流通とか、こういったところをいかに効率的にやっていくかというところとか、製材加工の、いかにそれを一般に流通させていくかというところが非常にニワトリ・卵の関係にあって、これをあわせていかないとやっぱり普及啓発と利用促進には結びついていかないだろうと思いますので、ぜひその辺をお願いいたします。

また、木質バイオマスの利用推進というところに関しましても、技術的なことだとか施設のなところもある程度充実してきているんですが、やはりここもネックは原料をいかに安く運んでくるかというところで、せっかく事業化しても採算に合わないとか、普及しないというふうにつながっていきますので、やはり根幹は山から市場に出てくるまでをいかに効率化するかという、何か1点にかかっているような気がしますので、その辺を、もう微に入り細に入り、ぜひとも取り組んでいただきたいなというふうに思いました。

○木平会長 ありがとうございます。

国民の理解を深めるということでもいいんだけど、それが木材の利用促進とはつながらないと。それはなぜか。やはり国民の手に入るような状況をつくらなきゃいけない。そういうことで流通・販売、そういったあたりの実現が非常に重要だと。私も思うんですけども、DIY、ホームセンターなどに行きますと、木材が今、とてもたくさんありますね。あれはほとんど外材で、実は安くて、小売りでありながらプロの大工さんが利用しているから、非常に使いやすい状態があるわけですね。あれに匹敵するというか、国産材があのように実際に消費者が使えるような状態になれば理解がもっと広がると、こういうご意見だと思います。

また、木質バイオマスについては、これは山にたくさんある、山の中にあるものを製品にするための効率と経済性が保証されてきたかというご意見で、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○海瀬委員 先ほどの話題に出ていたわけですが、複層林化、広葉樹林化、長伐期化等、多様な森林整備ということでもあります。非常に結構なことで、多様な森林整備というのは結構なことなんですけれども、日本の山林というのは極めて北から南まで多様な、要するに気象条件にさらされています。ですから、施策の方はボーンと1本で出るわけですが、地域地

域によって何をとらえればいいのかというところで、現場サイドはかなり混乱が出ているように思います。例えば奈良県ですとか三重県の方で複層林化を進めようということで大声を上げますと、じゃあ後だれが面倒を見てくれるんですかと、台風災害ですね、それから次に伐採するときに下層林床はどうなるんでしょうかと。いや、それもあきらめて、助成金をもらうことを目的にやっちゃいましょうと、半分の収穫量でいいですという方が若干、要するにやっているだけだという声も聞きます。ですから、こういうふうなことで施策を打ち出すときには、適地においてというふうなことをきちんと守っていただきたいなと、そう思っております。ひとつよろしく申し上げます。

それから、一番最後の方に出しております海外市場の積極的拡大ということで、たしか前回も中国への輸出の問題、いろいろご質問もあったし、またお答えもあったと思うんですけども、恐らくそういうようなことを念頭に置かれてここに海外マーケットということを書かれたと思うんですけども。これも非常に懸念している部分がありまして、今、中国に非常に安値で、採算割れでもってスギ材を出しておりますけれども、ちょっと一部動きとして、中国が国内で消費をするのではなくて、合板として日本に入ってくるおそれがあるというような声をちょっと聞いております。私は確認はしておりません、これは。ですから、下手をすれば、中国を海外工場と利用して、それを日本に持ってくると。日本の商社というのは非常にそういうところは長けておりますから、やります。そういうことになりますと、国内の木材産業そのものがまた疲弊してしまうというふうな危険性もありますので、このあたりも実態をよく見ながら、政策として進めていただきたいなと、そう願っております。

○木平会長 ありがとうございます。

複層林化という1つの言葉では到底言い切れないほど日本は森林が多様であり、また立地が違うということで、その現場の状況に合った目指すべき森林の姿というものでやるべきだと、こういうことで。

それから2番目には海外への輸出ということで、中国への輸出というのは多分林野庁の方は実態をご存じであって、普通のベースでやっていないということはよくご存じなんですけれども、将来を見て、これについても検討すべきだというご意見ですね。

複層林化についてはイメージがいろいろあるんですけども、私、プラスするならば、現在の森林の目指すべき森林と、その次の世代の目指すべき森林というものを、よくわかりやすく書くべきだと思うんですね。すなわち、伐採更新する次の世代の伐採更新をどう結びつけるかというのは非常に重要な問題だと思いますね。

ほかはどうでしょうか。はい、どうぞ。

○池淵委員 森林・林業・木材産業に関する重点的な検討事項の骨子のところに、多くのキーワードの中に、民有林と国有林が連携したとか通じたとか、こういう言葉がございます。あるいは総合したという。先ほど、所有形態等を我が国で見せていただいたときに、この市町村森林整備計画自体が、主に民有林については市町村森林整備計画が担うような、それから国有林については、地域別の森林計画について描くというような形で、この整備計画をする主体が、国、市町村あるいは府県、そういった形で連携をしてということなんでしょうけれども、一方では、こういった所有形態と民有林、国有林で、あわせて流域が一体となった取組をするというキーワードが非常に重要ではないかというふうに思っています、そういった意味合いからすると、所有形態とそういった整備をする主体、それから範囲、それを連携した、流域一体となったいろいろな総合的対策という、その体制の仕組みづくり等の内容をもう少し具体的に強く出していただくような、そういう骨子の内容としてお願いしたいなというふうに思っています。

それと、全くこれには関係しないんですが、非常に不確実さ等あるんですけども、先ほどより出ている地球温暖化という形のもの内容と、それが森林生態とか森林の分布変化、成長量、山火事とか病虫害ですか、そういった形で地球温暖化の森林生態とか森林の分布の変化、そういった形のもものがそれなりに視野に入れるぐらいのところまで、長期的には描くような、施策の重点の中に入るものかどうか、そのあたりを少しお聞かせいただければというふうに思っております。

○木平会長 ありがとうございます。

第1点のご指摘は、流域一体の仕組みを考えなければならない、そしてそこで整備主体あるいは所有形態というものがいろいろあると、そういう現在の中でどうやって流域一体の施策をやっていくかと、その点についての検討課題。2番目は、CO₂あるいは地球温暖化によって森林自体が変化していく、非常にそういった広域、長期間にわたる視野も必要ではないかと、こういうご指摘だと思います。

ほかいかがでしょうか。じゃあ、早坂委員。

○早坂委員 建設省に入るのかちょっと、木材課に入るのかよくわからないんですけども、要するに大工さんがいないと木材を使っていただけところがどんどん少なくなるという認識でお話をしますと、そういう大工さんの連携ですか、それから育成、そういうものがどこかで林野庁の中で組み入れることはできないのでしょうかと、そういうことをひとつお願いしたい

と思います。

それから、それに関連しまして、木材産業の方では今、製材工場とかそういうものがほとんど大規模化しまして、どんどん小さな製材工場が消えていってしまいます。そうしますと、大工・工務店の方というのは結構小さいところの製材工場から特注で物をつくっていただくということも現実にあります。私自身も現場で住宅をつくっておりますけれども、特注品ということで製材工場にお願いしていると。これが国の施策として、もうどんどんどんどん大きいものにシフトされていきますと、なかなか小さいところがなくなってしまう。それに伴ってますます木造住宅が遠くならないような施策もどこかの中に入れていただければと思います。

以上です。

○木平会長 ありがとうございます。

大工さんあるいは工務店という問題と、それから製材工場が大規模になるに従って、かえって不自由というか、手の届かないところがある、そういうものに対する対策。

それでは岡島委員、どうでしょう。

○岡島委員 先ほど、太田先生がちょっとご指摘された点ですけれども、今回のこれにびたり合うかどうかわかりませんが、森の中の、森を中心にみんな考えているんですけれども、国民とか国家にとっての森という、外から見た森みたいなのがかなり大事だと思うんです。

というのは、過去20年ぐらいの間、かなり林野行政、大変な時期が続いた。一昨年、正月に私、そろそろ、言葉が合っているかどうかわかりませんが、攻めの、いい森をつくるという方向に3兆8,000億円の呪縛から離れて、そっちの方向に歩き始めたらいかがでしょうかということを発言したことがあるんですけれども、今までの林野行政がいろいろ経済的な部分を中心としてやってきた部分があるんです。そろそろそういう、そして今日、今回の白書を見ても、そういうふうに踏み出しているわけですね。方向としては非常に私もすばらしい方向に歩み出したなと思っているんですけれども、その歩み出したときに、太田先生のおっしゃったように、森の意味といいますか、そういったことをもう一度、これから先50年でもいいですけども、林野行政の基本的なあり方の意味みたいなのが、やはりそろそろ一度、過去の今までやってきた林野行政とは若干違うんだけれども、新たにこういう姿勢でもってやっていくんです、というところが、そろそろ攻めの姿勢ということをちゃんと論理づけるものですね。ですから、ある意味では哲学とか歴史の先生なんかも入ってもらおうとかですね、そういう形で。森をどうしようって森の中で右往左往するんじゃなくて、国家全体、国家国民にとって、森林というのは我が国にとってどのくらい大切であって、どんなものかということをもう一度整理

して、そして林野行政はこういう方向でいくんだというところを一度こういう、ここの検討事項に入るかどうかわかりませんが、太田先生がちょっとおっしゃったようなことを私も非常に賛成ですので、そろそろその辺で、防戦一方だったのがようやく体勢立て直して、いい森つくろうという形になってきたわけで、それに対する理論的裏づけ、もしくは哲学的裏づけ、国家としてどこまでやるのかと。

それがきちっとあれば、先ほど、古河さんがおっしゃったように、トッププレーヤーのやるべきことと、アマチュアの、みんながボランティアでやるべきことなどもいろいろ整理できて、みんながみんないいと。例えば王監督が野球をやって、みんなが野球を好きになってくれるのが楽しいということを書いてましたね。だから、森林・林業のトップの方々が、やっぱり周りの国民がみんな森が好きになってくれれば楽しいという姿勢を持っていただいて、そういう形でやっていかなきゃいけないと。

そういう意味で、先ほど、先生がおっしゃったように、何かどこかで、何とか部会だのはいいんですけれども、その辺をなるべく早くまとめて、この検討事項の何項目かの頭にぱっと必ず、はじめにとかそういうところで、その意見がきちんと書かれるというようなことをそろそろする時期ではないかな。ちょうどこの検討事項のところに関連して、いいんではないかなという気がいたします。

それからもう1点、ちょっと白書の件で、くだらないことなんですけれども、女子大で教えていますと、森のことを知らないんですね。それで1点だけお願いしたいんですけれども、これはホームページでもいいんですけれども、小学校、中学校、高校、大学、それぞれの分野における森、知ってもらいたい森のレベルというものをある程度掌握して、そして、ここにある、いろんな図があるんです。先生、日本は森が多いんですか、少ないんですかって聞かれるんですよ。そういうとき、「いや、多いと思うよ」じゃなくて、そのデータなどがちゃんとあると小学校の先生も、日本は、フィンランドがどうのとうの、こういう諸外国との比較についても、太田先生がちょっとおっしゃいましたけれども、これ、右に日本がついてないと説明のしようがないですね。そういうふうな基礎データのQ&Aのようなことを図つきで、写真とか図をつけて、それをダウンロードできるように何かうまくやってくれれば、小学校の先生、中学校の先生、大学の先生がみんなそれを使って、パワーポイントで授業に使える。そのサービスのようなことをぜひやっていただきたいなと。これちょっとこことは違うかもしれませんが。

以上です。

○木平会長 今おっしゃった岡島委員のご趣旨、非常によくわかります。

社会にとっての森林の意味というものをもう一度考えようと。だから、それから森林という形にあるものをどう扱うだけじゃなくて、もうちょっと広い意味でやろうと。それから、これから森林を多くの人に知ってもらうためには、絵つき、写真つきの基礎データというものが手に入りやすいようにしてくれと、こういうようなことですね。

はい、どうぞ。

○鷺谷委員 日本で森林と呼んでいるものが、かなり構造や機能によっても安定性においても非常に性格の違うものがあるということにつながって、一律には論じられないということなんですけれども、そのことに関して、森林及び林業の動向案の基本認識のところ、明瞭な主体が出されたことというのが、森林の問題の解決に向けて必要で、前進させる意味というのも大変大きいと思うんですが、そのことを現状を読む上でも、また、この先10年あるいは50年先を見据えた戦略を立てる上でも、先ほどからのご発言と大体気持ちは同じですけれども、出していかなければ、もうそろそろ評価などで、そういう視点とかを出していかないと、これまでの価値観に引きずられて、希望的な観測とか願望に基づいてプランを立てていても、どんどん現実と乖離していってしまうおそれがあると思うんですね。

それで、今後も長きにわたって森林の多面的な機能、二酸化炭素の吸収源としての機能はいろいろ問題があるので余りむちゃはしない方が、京都議定書がありますので。その先のことを考えると、余り強調できないのかなとは思いますが、そのほかさまざまな生態系サービスを森林によって発揮されるということは、この社会は必要としているからですね。ところが、人口というのはこれから急速に減少していくことも確かですから、ますます労力、今かけられない労力がこれからかけられるようになるというのは、もしかしたら希望的な観測。結局、ボランティアの方が加わったとしても、それほどの労力がかけられないということは確かです。

それから、急峻な地形などを考えますと、木材生産のグローバルな競争に、全体として数ということもなかなか。ある面では有利な点があったり、ある製品によってその有利性を発揮するということはあるかもしれないですけれども、全体を見て、今後、競争で圧倒的に有利になるということもなかなか考えにくいと思うんです。

それで、国民的視点からは、材木の生産はともかく、ほかの機能が、多面的というのは生態系サービスをできるだけコストをかけずに確保する。それに適した森林像ということを考えないといけないと思うんですが、私の分野である生態学から見ると、その目標はそろっていると、先の目標像ですけれども、明らかで、手間要らずで安定な商品といえば、その場所の気候帯のもとでの土地的な極相と言われている森林なんですね。世界遺産の知床とか、照葉樹林につい

てご記載が今回もありましたけれども、そういうものに近い構造や機能を持った森林であれば、人が管理しなくても生態系サービスを発揮してくれるはずで。条件の悪いところは、やはりそういう森林を目指すしかないかもしれない。労力をかけられる人がいないということを前提にすれば、それから材木の生産に適したような、例えば比較的平坦な場所だとか、あと、バイオマスエナジーに使えるような樹木ですね。今までの材木に使っていた木とは違う、ヤナギとかそういうものになるかもしれませんが、そういうものの栽培に適したところはそういうもので経済的な意味も重視しながら考えていきたいと思うんですけれども。

場所によってすごく違うということと、それからコストをかけられないということを前提にして、少しずつ森林のイメージ、国民全体の森林のイメージもかなり今は乏しいものになってしまっている面があるんですけれども、それも豊かに、もちろんここでもっと豊かな森林のイメージを持たなければいけないと思いますが、そういうことによってかなり大きく転換することにして、現状の評価というものをしていただきたいと思います。

○木平会長 ありがとうございます。

まず、現在の基本計画の枠の中で、さらに次、その延長として考えるだけじゃなくて、もっと発想の転換をしたときに、生態系から見た管理というものも大いにこれから入れていくようにしなくてはいけないというような。

そろそろ時間なんですけれども、最後にしていただけますか。じゃあ、要点だけをお願いします。

○岡田委員 今までの意見、大部分に賛成なんですけど、現実動いているところをやっぱり大事にするということを考えていただきたいなというふうに思っていて、皆さんから出なかったものから、3点だけ付け加えさせていただきます。

課題としては挙がっていると思いますが、何を問題意識として持つかということにかかわると思っているんですが、森林組合が、いわばこの緑の雇用担い手対策の受け手になっておりますし、新規の担い手はこの事業でもって随分と新しい人材が増えてきたという評価なんです。しかし現実には、これらの人々というのは残念ながら、いわばこのフォレスターみたいな、この計画だとか経営だとか、そういうことも備えた担い手あるいは労働者、こういうものと現場でそれが生かせるかどうかという、受けとめのところでのミスマッチが非常に強い。そういう中で少し、せっかくの政策に、定着的ではないという面がありますので、ここへの問題意識、きちっとやはり持っていただきたいというのが1つです。

それから、これは先ほどちょっと耳打ちされたものですから、後ほどで結構なんですけど、や

はり流域管理システムの中身をどうつくっていくのか、これが2つ目です。

それから3つ目は、木材産業との接合のところで、施業と経営の集約化、コストダウンということを強くいたるところで言葉が出てきます。施業は可能性があるかもしれませんがね。ところが実態としては、経営のところの集約化というものがどういう中身を考えておられるのかですね。ここがやっぱりクリアできませんと、これももうずっと昭和30年代初めから言っていることですから、そろそろ抜本的なところをきちっと出していかなきゃいけないのではないかなと。木材が具体的に出てきている側面で、安定供給をずっと言うんですが、そこでの中身は依然として、素材生産業だけを取り上げてみますと75%までが個人経営という、こういう今回の白書でも書いてありますね。それらの人々の圧倒的多数は、わずか年間500立方以下の生産なんですね。これが約4割以上の我が国の木材生産を出してくるという事実があって、だから、これをないがしろにして違うところへいきますよと言っても、そうすると途端に木材は出てこないという仕組みを自らつくってしまうこともあり得るわけですね。この上手な移行といましようか、グレーゾーンをどういうふうに仕組んでいくのかという、このところが私は大事だと思いますし、わずかこの500立方、個人経営ということばかにするなということが大事だと思っております。

○木平会長 ありがとうございます。

意見がかなり出てくるんですけども、一応今日は時間が。

はい、どうぞ。すみません、要点だけお願いいたします。

○浅野委員 手短に申し上げます。

国民が身近に森を活用したいと思う部分は、やはり健康というのが非常に大きいと思うんですが、これから非常に数値的に出すのは難しいかと思いますが、介護保険とか高齢者の医療保険のいわゆる軽減になるのではないかというふうな健康の切り口というのもひとつ、大変難しい数値化だと思うんですが、効果の評価としてはぜひお加えいただきたいと思います。

○木平会長 ありがとうございます。これからの社会に非常に重要ですよ。

それでは、今日は現在までの施策の評価ということを重点的に、それから、これからどういふものを重点的に検討するかと、この辺についてのご意見、非常にたくさんいただきましてありがとうございます。私も言いたいんですけども、少し。ということで、本当にこの点についてはありがとうございました。

それでは、今後の審議日程について事務局の方から説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 今後の審議日程でございますけれども、資料ナンバーの3-5をご覧ください。

きたいと思います。主な審議の進め方について、前回ご了承いただいたものでございますけれども、今後、具体的内容について、こういう形で進めていただければというように思っているものでございます。

今回は3回目に主要検討課題及び施策の考え方等についてご審議いただきまして、5月の上旬には有識者のヒアリング、下旬には委員の皆様で現地視察を行ってはいかがかという考えでおります。その後、6月に、これまでの議論を踏まえた基本計画の内容につきましてご審議をいただき、案の取りまとめ、パブリックコメントを経まして、8月下旬に答申というふうに考えております。

それから、森林法に基づきます全国森林計画につきましては、この新しい基本計画の内容によって変更の必要が生じることがありますので、具体的な検討が可能となった時点からあわせてご審議いただきまして、新しい基本計画と同時に全国森林計画の方につきましてもご答申いただければと考えているわけでございます。それぞれの具体的内容につきましては、さらにまた各人のスケジュール等を聞きながら決めていきたいと思っております。

別紙1は有識者ヒアリングと現地視察の内容でございまして、より幅広くということで、都道府県知事、あるいは消費者団体、森林・林業・木材産業それぞれの専門家の方をお呼びして意見を伺ってはどうかということでございますし、現地視察につきましては、1泊2日で行ってはどうかというふうに思っております。視察については、具体的な中身については検討をさせていただきます。間伐実施箇所や大規模な製材工場など、こういったところの視察を行うとともに、関係者からの意見を聴取するというも行いたいというふうに思っております。また、これらにつきましては、今後の相手先、あるいは視察先との調整も必要となってきますので、本日、実施するということにつきまして御了承いただければ、その有識者ヒアリングの人選、現地視察の具体的な内容につきましては、会長ともご相談をしながら、次回お示しをしたいというふうに思っております。

次回につきましては4月17日ということでございます。ひとつよろしく願いいたします。

○木平会長 ありがとうございます。

かなり集約的な日程です。お願いしたいと思いますが、それから、有識者ヒアリング及び現地視察、事務局の提案のようにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○木平会長 ありがとうございます。それでは、その内容については今後、会長と事務局と詰めていきたいと思っております。

以上で予定された議題は全部ですが、何か特別にあれば、よろしいでしょうか。

それではまた次回、4月17日の午後2時からということで、出席の方をよろしく願いいたします。

今日は本当に長い間、熱心にご審議いただき、ありがとうございました。これで閉会いたします。

午後 0時00分 閉会